

資料No.5-2

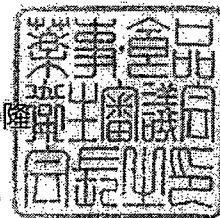
薬食審第0801007号

平成20年8月1日

厚生労働大臣 拝添要一殿

薬事・食品衛生審議会

会長 望月正隆



第一類医薬品及び第二類医薬品の指定について

平成18年11月29日厚生労働省発薬食第1129044号をもって諸問のあった
標記については、下記のとおり答申する。

記

別紙のとおり指定する

一般用医薬品の区分について、以下のとおりとすることが適當である。

1. 第一類医薬品について

○次のものを削除する。

- ・テルビナфин
- ・プラノプロフェン

2. 第二類医薬品について

(1) 無機薬品及び有機薬品について

○次のものを削除する。

- ・グリセリンモノグアヤコールエーテル
- ・セキサノール

○次のものを追加する。

- ・オキシテトラサイクリン
- ・臭化ナトリウム
- ・テトラサイクリン
- ・テルビナфин
- ・プラノプロフェン
- ・ヘパリンナトリウム
- ・ポリミキシンB

(2) 生薬及び動植物成分について

○次のものを追加する。

- ・カラセンキュウ。ただし、外用剤は除く。
- ・コロハ。ただし、外用剤は除く。
- ・センボウ。ただし、外用剤は除く。
- ・テンジクオウ。ただし、外用剤は除く。
- ・ヤカン。ただし、外用剤は除く。
- ・レンケイ。ただし、外用剤は除く。